

新潟県売掛債権活用資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業に対し、金融の円滑化・多様化を図るために、事業活動から生じる売掛債権を担保とした短期の事業資金を融資することにより、経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業協同組合等 次の各号のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者をいう。
 - ア 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、又は商工組合連合会
 - イ 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- (3) 売掛債権 中小企業信用保険法第3条の4第1項に規定する売掛金債権をいう。
- (4) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

(融資対象者)

第3条 この要綱の定めるところにより行う融資の制度（以下「制度融資」という。）を利用できる者は、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及び事業協同組合等（以下「中小企業者等」という。）のうち、事業者に対する売掛債権を自らが保有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を受けることができない。

- (1) 返済能力がないと認められる者
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (3) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者

- (4) 県税を滞納している者
 - (5) 県制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないと思えた者
- (融資条件)

第4条 融資条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 資金用途 運転資金
- (2) 融資限度額 3,000万円
- (3) 融資期間 1年以内
- (4) 融資利率 年1.85パーセント
- (5) 貸付形式 手形貸付
- (6) 返済方法 返済引当とした売掛債権の回収期日に一括して返済するものとする。ただし、複数口の売掛債権を返済引当としている場合にあつては、当該複数口の売掛債権のうち、最も回収期日の遅い売掛債権の回収期日に一括して、又は個々の売掛債権の回収期日が到来する都度、返済するものとする。
- (7) 担保 融資を受けようとする者が有する売掛債権を譲渡担保とするほか、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
- (8) 保証人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。
- (9) 信用保証 保証協会の流動資産担保融資保証制度による信用保証付きとする。

(県資金の預託)

第5条 この要綱の定めるところにより融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託が実行された後、すでに行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き揚げることができる。

(融資申込みの手続き)

第6条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、下記の書類を付して、取扱金融機関に申し込むものとする。

- (1) 流動資産担保融資保証制度の所定資料
- (2) 県税の納税証明書

(歩積両建預金の禁止)

第7条 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たって歩積両建預金を要求してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則(抄))

1 この要綱は、平成14年6月10日から施行する。

(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成19年4月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成19年8月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降に売掛債権担保融資保証制度による信用保証を付して、融資が行われる場合には、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成26年7月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。